

(様式)

## パブリックコメント実施結果報告書

令和元年12月27日

担当課	住まいまちづくり課
担当者	福田
連絡先	0857-26-7411

パブリックコメントのテーマ：鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例・規則の改正について

1 手段別意見応募件数（意見件数を記入し、応募者数は（ ）書きをしてください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民参画協働課・ 総合事務所等 (意見募集箱)	電子 アンケート	説明会等	その他	計
( )	( )	( )	8 (3)	( )	( )	( )	8 (3)

2 応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見													
反映した (一部反映を含む)															
既に盛り込み済み															
今後の検討課題															
対応できない	6	<table border="1"><thead><tr><th>主な意見</th><th>対応方針</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護世帯、住民税非課税世帯の入居は連帯保証人を免除すべきである。低所得の県民に住宅を提供する責務を果たす上からも連帯保証人の条件を設定しないようにしてほしい。</td><td>連帯保証人は、滞納家賃の支払い、納付指導、生活の支援、所在不明時の連絡などの役割を果たしており、入居者の居住の安定及び滞納の抑止に寄与していることから、連帯保証人制度を維持することとしている。</td></tr><tr><td>生活困窮者に必要なのは社会の多方面の支援、人間の尊厳にふさわしい住環境の提供だと考えるので、見直し案には賛成できない。現行の連帯保証人の免除規定を全ての入居者、希望者に適用すべきである。</td><td></td></tr><tr><td>どの程度の連帯保証人が入居者に代わって家賃の支払い義務に至っているのか。制度を継続する場合、その根拠として連帯保証人の役割を示す、実態、数字を県民に提供すべきである。</td><td>入居者が連帯保証人から援助を受けて支払う場合もあり、連帯保証人が実態としてどの程度支払っているのかまでは把握できない。</td></tr><tr><td>連帯保証人が果たす役割について、どんなことが「支援」、「連絡」なのか具体的に理解できない。情報不足であり、条例改正は拙速である。</td><td>入居者が抱える生活上の課題への助言、援助や所在不明の場合の居場所の確認・連絡などの役割を果たしている。</td></tr><tr><td>保証委託契約の締結の申し込みをしたにも関わらず、契約の締結に至らなかった者は連帯保証人が免除になるとして</td><td>連帯保証人が確保できない場合は家賃に関する保証委託契約の締結</td></tr></tbody></table>	主な意見	対応方針	生活保護世帯、住民税非課税世帯の入居は連帯保証人を免除すべきである。低所得の県民に住宅を提供する責務を果たす上からも連帯保証人の条件を設定しないようにしてほしい。	連帯保証人は、滞納家賃の支払い、納付指導、生活の支援、所在不明時の連絡などの役割を果たしており、入居者の居住の安定及び滞納の抑止に寄与していることから、連帯保証人制度を維持することとしている。	生活困窮者に必要なのは社会の多方面の支援、人間の尊厳にふさわしい住環境の提供だと考えるので、見直し案には賛成できない。現行の連帯保証人の免除規定を全ての入居者、希望者に適用すべきである。		どの程度の連帯保証人が入居者に代わって家賃の支払い義務に至っているのか。制度を継続する場合、その根拠として連帯保証人の役割を示す、実態、数字を県民に提供すべきである。	入居者が連帯保証人から援助を受けて支払う場合もあり、連帯保証人が実態としてどの程度支払っているのかまでは把握できない。	連帯保証人が果たす役割について、どんなことが「支援」、「連絡」なのか具体的に理解できない。情報不足であり、条例改正は拙速である。	入居者が抱える生活上の課題への助言、援助や所在不明の場合の居場所の確認・連絡などの役割を果たしている。	保証委託契約の締結の申し込みをしたにも関わらず、契約の締結に至らなかった者は連帯保証人が免除になるとして	連帯保証人が確保できない場合は家賃に関する保証委託契約の締結	
主な意見	対応方針														
生活保護世帯、住民税非課税世帯の入居は連帯保証人を免除すべきである。低所得の県民に住宅を提供する責務を果たす上からも連帯保証人の条件を設定しないようにしてほしい。	連帯保証人は、滞納家賃の支払い、納付指導、生活の支援、所在不明時の連絡などの役割を果たしており、入居者の居住の安定及び滞納の抑止に寄与していることから、連帯保証人制度を維持することとしている。														
生活困窮者に必要なのは社会の多方面の支援、人間の尊厳にふさわしい住環境の提供だと考えるので、見直し案には賛成できない。現行の連帯保証人の免除規定を全ての入居者、希望者に適用すべきである。															
どの程度の連帯保証人が入居者に代わって家賃の支払い義務に至っているのか。制度を継続する場合、その根拠として連帯保証人の役割を示す、実態、数字を県民に提供すべきである。	入居者が連帯保証人から援助を受けて支払う場合もあり、連帯保証人が実態としてどの程度支払っているのかまでは把握できない。														
連帯保証人が果たす役割について、どんなことが「支援」、「連絡」なのか具体的に理解できない。情報不足であり、条例改正は拙速である。	入居者が抱える生活上の課題への助言、援助や所在不明の場合の居場所の確認・連絡などの役割を果たしている。														
保証委託契約の締結の申し込みをしたにも関わらず、契約の締結に至らなかった者は連帯保証人が免除になるとして	連帯保証人が確保できない場合は家賃に関する保証委託契約の締結														

		<p>いるが、保証委託契約を締結した者を免除することと、どう違うのかわからない。</p> <p>保証委託契約を引き受けてもらえない世帯は連帯保証人を免除するくらいなら、保証会社に契約を求める必要はない。</p>	<p>により連帯保証人を免除することとしているが、申し込んでも契約を引き受けてもらえないことも想定されるので、その場合はやむを得ないものとして、連帯保証人を免除することとしている。</p>
<p>その他上記に分類できないもの</p>	<p>2</p>	<p>主な意見</p> <p>公営住宅法の本来目指すべきであった理想からかけ離れた現実を改めて分析し、本来の軌道に修正した上で、「公営住宅法」以上に「鳥取県には人権としての居住権が確立された」と言えるような未来を目指していただきたい。</p>	<p>対応方針</p> <p>公営住宅法の趣旨に沿って、住宅確保が困難な方に低廉な家賃の住宅が提供できるよう、県営住宅の適切な運営に努めてまいりたい。</p>
		<p>駐車場以外の場所に駐車させない、敷地内の清掃、草取り、ゴミの回収を住民に協力してやってもらうこと。</p>	<p>ご意見の内容については、改めて入居者に注意を促していく。</p>
<p>計</p>			

3 公表方法として該当するものに○を付してください。

<p>とりネットで の公表（担当 課による）</p>	<p>報道機関への提 供</p>	<p>県議会への報告</p>	<p>広報紙等への掲 載</p>	<p>関係団体等への 報告</p>	<p>その他</p>
		<p>○</p>			